

諮問第49号

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の公文書公開請求に対し、札幌市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が対象公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否した本件決定は、妥当である。

第2 審査請求に係る経緯

1 公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成16年1月8日、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「平成10年度から平成15年度までの札幌市立〇〇中学校から札幌市教育委員会へ提出された特定教職員に係る事故報告のすべて。事故報告を受領した事実及び当該事故報告書の回覧先を示す文書」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 存否応答拒否

実施機関は、本件請求に対し、条例第11条第3項の規定により、対象公文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否する決定（以下「原決定」という。）を行い、同年1月22日付け公文書公開請求拒否通知書をもって請求人あて通知した。

3 審査請求

請求人は、原決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条に基づき、同年3月8日付けで審査庁である札幌市教育委員会に対し、審査請求を行った。

第3 請求人の主張要旨

1 審査請求の要旨

原決定を取り消し、本件請求に係る対象公文書を公開するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

現在、請求人と審査庁を当事者とする訴訟が進行しているが、当該裁判における重要証拠として、本件請求に係る公文書が審査庁より裁判所に提出されている。しかしながら、提出された書類は一部であり、極めて不合理な状態にある。審査庁が当該訴訟にて行っている主張には、虚偽が多数含まれていると思われるため、本件請求に係る公文書を当該訴訟において真相を解明する重要証拠として提出する必要がある。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件請求の対象公文書

本件請求の対象公文書である教職員の事故報告書は、一般に特定の職員の違法又は不

当な行為に係る疑義の存在を前提として作成される文書である。

2 存否応答拒否の妥当性

本件請求のように特定職員が認識可能な形で事故報告書、当該事故報告書を実施機関が受領した事実及びその回覧先を示す文書（以下「事故報告書等」という。）の公開請求に応じると、当該職員が身分上の不利益処分等を受ける可能性がある行為を行ったことを明らかにすることとなり、本件請求に係る公文書の存否を答えるだけで、条例第7条第1号の非公開情報を回答することになる。

3 本人による請求

公文書公開制度上、請求人が誰であるかということによって、その決定を左右するような規定はないため、本件のように、請求内容が請求人本人に係る情報であっても、そのために特別な扱いをし、非公開情報を公開することにはならない。

第5 審査会の判断

1 事故報告書の性質

一般に事故報告書は、教職員に違法又は不当な行為を行ったと疑うに足る事実が確認された場合等に、当事者である教職員の所属する学校の校長が、当該事故の事実関係、原因、事故後の状況等について実施機関に報告する文書である。

また、本件請求は、特定の学校での特定教職員についての事故報告書等の公開を求めるものである。

したがって、事故報告書等が存在しているか否かを答えることは、特定の教職員に関して違法又は不当な行為を行ったと疑うに足る事実が存在したこと等の有無を明らかにする結果を生じさせるものであると認められる。

2 事故報告書等の存否応答拒否

条例第7条第1号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものについては、同号ただし書に該当する情報を除き、非公開情報として規定している。

特定の教職員に関して違法又は不当な行為を行ったと疑うに足る事実が存在したこと等の有無（以下「存否情報」という。）は、「個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの」であると認められる。

また、懲戒処分については、審査庁により実名をもって公表される場合もあるが、過去に公表された事例に少なくとも本件請求で指定された特定職員の名前はないことから、存否情報が、慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書アに該当すると認めることはできない。

次に、存否情報が、たとえ特定職員が勤務時間中に行った行為に係るものであったとしても、それは当該特定職員に分任された職務の遂行の内容に係る情報とは認められず、同号ただし書ウに該当すると認めることはできない。さらに、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、存否情報を広く公にすることが必要であるとは認められず、当該存否情報が同号ただし書イに該当するものとは認められない。

したがって、事故報告書等の存否を答えるだけで、条例第7条第1号の非公開情報を

公開することとなるため、条例第10条の規定により本件請求を拒否すべきものと認められる。

3 本人による自己情報の公開請求

公文書公開制度は、何人に対しても、請求目的を問わず公開請求を認める制度であることから、公開・非公開の判断に当たっては、当該情報に係る本人からの公開請求である場合を含め、公開請求者が誰であるかは考慮されない。このことは、特定の個人を識別することができる個人に関する情報については、条例第7条第1号ただし書アからウまでに該当するものを除き、これを非公開情報とするのみで、本人からの公開請求があった場合について特段の規定を設けていないことから明らかである。

4 結論

以上のことから、事故報告書等について、その存否を答えるだけで条例第7条第1号に規定する非公開情報を公開することとなるとして、その存否を明らかにしないで本件請求を拒否した原決定は、妥当であると判断する。

なお、請求人のその他の主張は、条例に基づく公文書公開請求に係る決定の適否の判断とは関わりのないことであるから、当審査会が判断する事柄ではない。

第6 審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成16年6月25日	諮問書及び審査庁の非公開理由説明書を受理
平成16年6月30日	審査請求人に審査庁の非公開理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成16年7月12日 (第156回審査会)	事案の概要説明
平成16年7月29日 (第157回審査会)	審査請求人から意見を聴取
平成16年7月30日 (第158回審査会)	実施機関から事情を聴取
平成16年8月30日 (第1回第2部会)	審 議
平成16年9月9日 (第2回第2部会)	審 議
平成16年9月15日 (第159回審査会)	審 議
平成16年10月4日	答 申